

第5期熊本県障がい者計画素案に関する 意見募集の結果及び県の考え方について

1 募集期間

平成26年12月22日（月曜日）から平成27年1月21日（水曜日）まで

2 意見の件数（意見提出者数）

7件（2人）

3 意見の取扱い

「反映」：寄せられた御意見の趣旨を踏まえ、計画に反映するもの	1件
「参考」：今後の取組みの参考とするもの	2件
「補足説明」：寄せられた御意見について補足説明を行うもの	4件

4 御意見の概要と県の考え方

別紙（案）のとおり

第5期熊本県障がい者計画素案に関する意見募集の結果及び県の考え方について

番号	ページ	項目	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱い
1	37	第4章 分野別施策 Ⅲ教育、文化芸術活動・スポーツ (3)インクルーシブ教育システム ① インクルーシブ教育システムの構築	<p>障害者権利条約は素案に記述されているとおりだが、聴覚障がい児と教員、他の生徒との間のコミュニケーションが充実した環境ができているか疑問がある。</p> <p>聾学校では、幼稚部の子どもが手話を自ずと覚える環境にあるが、インクルーシブ教育を受ける子どもにも、子どものニーズに適したコミュニケーションを駆使できる教職員が必要と思う。現在のところこれが確立しているか考える必要がある。</p>	<p>御意見のとおり、聴覚障がいのある子どもたちが手話を含む多様なコミュニケーション手段を身に付けることができるようにするために、教員の指導力の向上は重要です。</p> <p>熊本聾学校では、県下の聴覚障がいのある子どもたちの状況やニーズに応じて支援を行う体制づくりを行っております。今後も難聴学級をはじめとする小中学校等で、聴覚障がいのある子どもを指導する教員と連携を図り、指導力向上に取り組んで参ります。</p>	補足説明
2	37	第4章 分野別施策 Ⅲ教育、文化芸術活動・スポーツ (4)教育環境整備 ① 県立特別支援学校の教育環境整備	<p>現聾学校のグラウンドに校舎を建設する計画に関しては、聾学校のOBや関係者がいくつかの理由から猛反対しているが、ろう者団体は知的障がい者の支援学校整備に関して反対しているわけではなく、むしろ整備は必要と認識している。知的障がい者の支援学校整備は、その場しのぎの政策ではなく、10年100年先を見据えて、聾学校とは別に独立した校舎建設が必要ということである。</p> <p>聾学校同窓会(OB会)や関係団体は、異を唱える要望書を提出しているが、いくつかの理由があるので、県立特別支援学校の教育環境の整備については慎重な審議が必要である。</p>	<p>知的障がいのある生徒の特別支援学校の整備について、御理解をいただきありがとうございます。御意見には10年100年先を見据えた整備とありましたが、有識者の検討会にあたって、今後10年間の生徒数の推計を行っています。平成31年度には既存校だけでは高等部希望生徒の受入れ困難という待ったなしの状況を踏まえ、検討会では、特に生徒数の増加が今後も顕著な熊本市東区で新たな特別支援学校の整備が必要との意見でした。また、この整備を通して3校(熊本聾学校、盲学校、新設校)の学校機能がそれぞれ充実し、将来の発展につながるような整備を期待するとの意見もありました。</p> <p>今後の県立特別支援学校整備計画実施計画書の策定にあたっては、検討会の意見を踏まえ、着実に整備を進めて参ります。なお、関係者には丁寧な説明を行いますので、今後とも御理解と御支援をお願いします。</p>	参考
3	50	第4章 分野別施策 Ⅵ安心・安全 (1)災害対策 ② 災害時の適切な避難支援体制の整備	<p>聴覚障がい者は外見では障がいが見えない。このため、災害や避難所でも無視されやすい。災害では、単に行政関係者だけでは十分に対応が行き届かない場合があり、例えば避難所等で「耳の障がい者」と分かる表示方法を工夫し、住民等の協力が得られる環境づくりが必要である。</p> <p>他県では、襷・ハンカチ・帽子など見てわかる工夫が実施されているので、熊本県でも工夫をお願いします。</p>	<p>御意見のとおり、外見からは分からない障がいのある人への災害時の対応は重要です。</p> <p>計画では、このことについて、第4章分野別施策のⅥ-(1)-①「災害時の適切な避難支援体制の整備」において、障がい特性に応じた情報の伝達等、災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりについて市町村へ働きかけることとしております。</p> <p>御意見については、具体例として、同施策のコラム「避難所で必要とされる障がいのある人への配慮」に反映します。(素案50ページ)</p> <p>【身体障がい】 音声トイレ、オストメイト対応トイレ、室内誘導ブロック、ホワイトボードへの表示、聴覚障がいや内部障がい等があること分かる表示(目印)、ベッド、紙おむつ等の介護用品、刻み食や流動食ができる設備や配慮、透析設備 など</p>	反映

第5期熊本県障がい者計画素案に関する意見募集の結果及び県の考え方について

番号	ページ	項目	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱い
4	10 15 27	第2章 障がい者を取り巻く現状と課題 課題3「家族に対する支援」 第3章 計画の基本的な考え方 Ⅲ 重点化の視点 「家族に対する支援」 第4章 分野別施策 Ⅰ 地域生活支援 (5)障がい特性に配慮した地域生活支援 ③ 発達障がい児(者)の家族への支援の充実 ⑤ 重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実	<p>「医療的ケアが必要な障がい児(者)を受け入れる場が少ないことから、家族への支援(レスパイト・ケア)の充実が必要」という課題の抽出や、そのために「在宅の重症心身障がい児(者)に対して居宅介護等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう」に取り組んでいくことについては、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思っている。</p> <p>今回、第5期計画の「重点化の視点」の一つとして「家族に対する支援」が明記されたことに、障がい者のいる家族の一人として大きな喜びと期待を感じている。このような考えに立ったうえで、敢えて申し上げたいのは、「家族への支援の充実」に取り組む理由(背景)として、「医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)の家族へのレスパイト促進」が殊更に強調されているが故に、そのことのみが「家族に対する支援」であるかのように読み誤る県民が出ては来ないだろうかという危惧がある。</p> <p>「発達障がい児(者)の家族への支援の充実も挙げられているが、中身を見ると「発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者」自身をペアレントメンターに養成して若い保護者の支援にあてるとあるが、「ペアレントメンター」の意義と、「障がい児(者)のいる家族への支援」の本来の狙いをごちゃ混ぜに捉えているように感じてしまう。「育て上げた」と記されているが、障がい児が成人になろうとも家族としての悩みや苦悩はあり続ける。</p> <p>重症心身障がいや発達障がいだけでなく、あらゆる障がいにおいて家族の負担は存在する。さらに昨今は、障がい手帳の取れない、いわゆる制度のはざままで苦しんでいる方々の社会的困難さがクローズアップされ、そういう方々にも悩みや苦しみを共有している家族がいるはずである。</p> <p>今回、敢えて「家族に対する支援」を大きく掲げるのであれば、熊本県はこれから「あらゆる障がい児(者)の家族」に目を向けているということを、県民誰もが素直に理解できるような計画にぜひしていただきたいと切望する。</p>	<p>御意見のとおり、県では、平成25年度に実施した重症心身障がい児(者)生活調査の結果を踏まえ、医療的ケアが必要な重度の障がい児(者)を受け入れる医療型の短期入所事業所や医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の増加に向けて、数値目標を掲げて、市町村と連携して取り組んで参ります。</p> <p>なお、御意見にあった重症心身障がい児(者)への医療的ケアの必要性については、平成25年度に実施した重症心身障がい児(者)生活調査で浮き彫りになったニーズを踏まえ、重点化の視点である「家族に対する支援」の一つの例として掲載しているものです。</p> <p>上記に限らず、計画では、あらゆる障がい児(者)の家族に対する支援を念頭に置いて、相談支援やホームヘルプサービス等の障害福祉サービスの充実や、障がい特性の理解促進などに取り組むこととし、「分野別施策」に具体的に記載しています。</p>	補足説明
5	36	第4章 分野別施策 Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ (2)教員等の専門性向上 ① 教員の専門性向上 ② 放課後児童支援員の配置の支援	<p>「放課後子ども総合プラン」により、今後はさらに多くの子どもたちが、学校外で先生以外の大人たち(地域の住民や学生ボランティア等)と関わる機会が増えてくと予想される。また、部活動においても、外部のコーチを導入していく動きがますます顕著になるものと思われる。こうなると、教職員や放課後児童支援員だけが資質向上すればいいというわけにはいかなくなる。</p> <p>子どもたちに関わるすべての大人たちに向けて、あらゆる障がいについての正しい理解と適切な支援の指導を徹底していくことが急務と考える。</p>	<p>御意見のとおり、教育現場をはじめ、子どもたちに関わるすべての人の障がい特性の理解や障がいのある人への適切な対応の徹底が必要であり、今後とも教員等の資質向上を図るとともに、県民に対する障がい特性の理解促進に取り組んで参ります。</p>	補足説明

第5期熊本県障がい者計画素案に関する意見募集の結果及び県の考え方について

番号	ページ	項目	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱い
6	50	第4章 分野別施策 VI 安心・安全 (1) 災害対策 ② 災害時の適切な避難支援体制の整備	発達障がいのある人にとって、見知らぬ場所での避難生活は極めて困難。特に、子どもたちにおいては尚更である。少しでも馴染みのある場所で過ごせるよう、特別支援学校を福祉避難所として活用できるよう検討を願う。	計画の策定にあたって、障がい当事者やその御家族との意見交換会においても、災害発生時における避難所での支援について多くの御意見をいただき、県としてもその重要性について認識しているところです。 いただいた御意見については、避難所を設置運営する市町村へ情報提供します。	参考
7	50	第4章 分野別施策 VI 安心・安全 (1) 災害対策 ② 災害時の適切な避難支援体制の整備	警察や消防、救急などに従事している方々には、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の方法を平時よりしっかりと身に付けていただき、パニック時でも安心・安全が間違いなく担保できるようお願いします。	御意見のとおり、障がいのある方々の災害時の安心・安全が担保されるよう、今後とも警察や消防、救急などに従事する職員の障がい特性の理解促進や障がいのある人への適切な対応に取り組んで参ります。	補足説明